

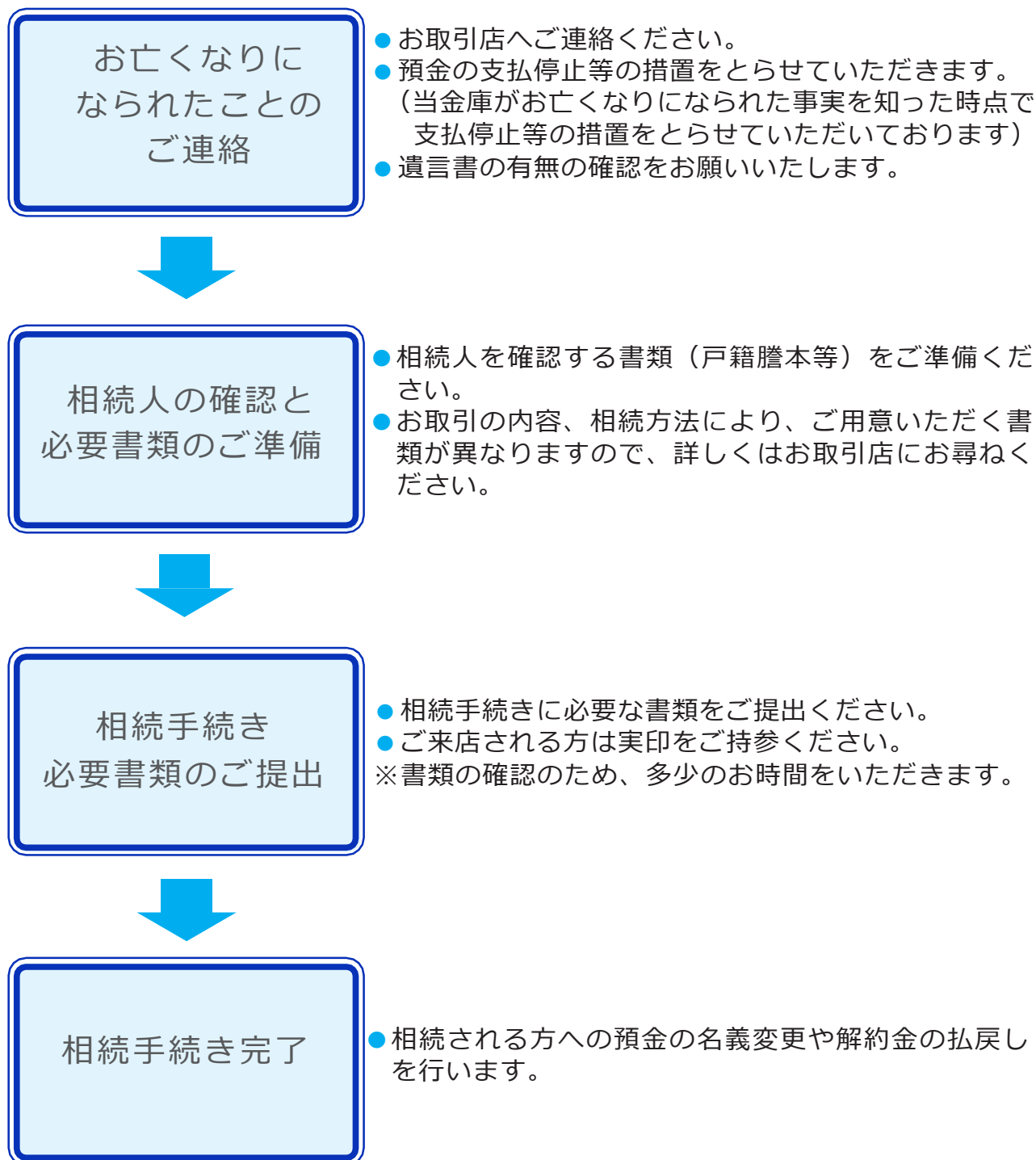
相続手続きに 関するご案内

共同相続センター

営業時間：平日 午前10時00分～午後4時00分

01 相続に関するお手続きの流れ

相続に関するお手続きの流れは以下のとおりです。



※ご来店の際には、ご本人の確認ができる公的書類（運転免許証、マイナンバーカード等）もご持参ください。
ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

02 相続開始から申告までの一般的な流れ

相続に関するお手続きの流れは以下のとおりです。

7日以内 ご逝去から	ご逝去 - 相続開始 - ● 市区役所・町村役場への「死亡届」のご提出	葬祭行事 お通夜・ご葬儀 初七日法要
3ヶ月以内 ご逝去から	関係機関へのお届出・お手続き - 生前の契約など、関係機関に確認が必要 - ● お取引金融機関へのご連絡 ● 公共料金などの契約者変更 ● クレジットカードなどの退会届 ● 年金受給の停止手続き(死亡から厚生年金は10日以内、国民年金は14日以内) ● 年金保険・遺族年金・死亡保険金などのご請求 (注) 上記は一例です。被相続人によって該当しないものや他に必要なものもあります。 相続手続きの事前確認事項 - 相続手続きにおける重要な確認事項 - ● 相続人のご確認(法定相続人の特定) → P.11 ~ 13 ● 遺言書がある場合・ない場合のご確認 → P.4 ● 法務局に保管されていない自筆証書遺言の場合は、家庭裁判所で検認が必要 ● 相続財産の調査・確認 ● 単純承認・限定承認・相続放棄の選択	葬祭行事 ■ 香典返し ■ 四十九日法要 ■ 納骨式
4ヶ月以内 ご逝去から	所得税に関するお手続き ● 被相続人の所得税の申告・納付(※準確定申告)	
4ヶ月以降 10ヶ月以内 ご逝去から	評価額確定 ● 相続財産の評価額を確定 遺産分割協議 ● 相続人全員で相続財産の分割について話し合い、遺産分割協議書を作成 金融機関のお手続き(相続預金の払戻・名義変更など) ● 相続人全員の署名・捺印で行う方法が一般的です。 ※具体的なお手続きについては、お取引の金融機関にご相談ください。 不動産・有価証券の名義変更など ● 相続財産に不動産や有価証券がある場合は、遺産分割協議に基づきそれぞれ名義変更のお手続きを行います。 相続税の申告・納付 ● 相続人ひとりあたりの相続財産の額が一定以上になると相続税の申告が必要となります。	

上記は一般的な流れになりますが、この順番でなければならないという決まりはありません。

【解説】

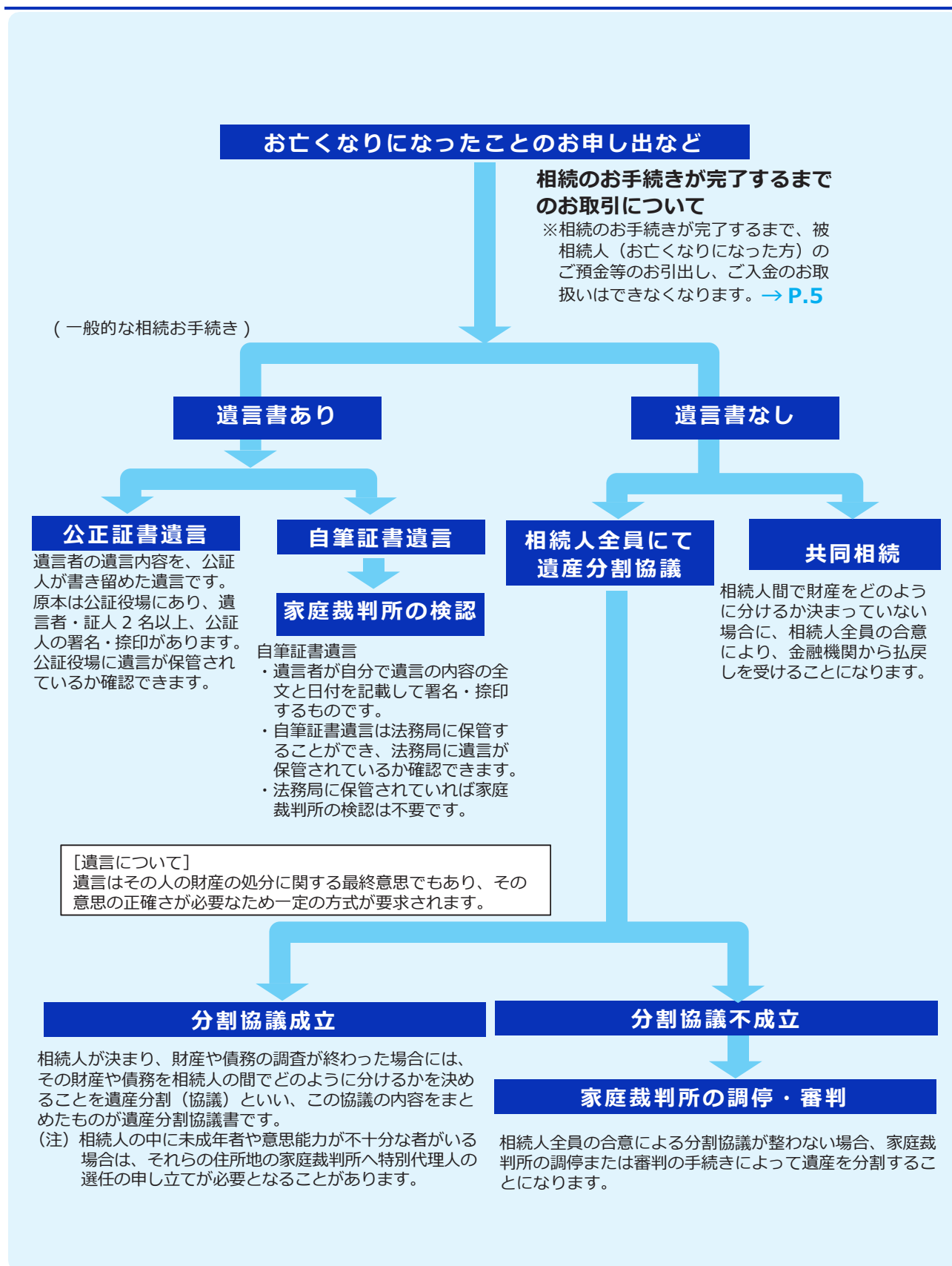
相続人と被相続人とは

相続人	相続財産を引き継ぐ方のこと
被相続人	相続財産を引き継がれる方(故人様)のこと

※ 準確定申告とは

確定申告すべき人が申告前に亡くなられた場合、相続人は死亡の事実を知った日の翌日から4ヶ月以内に被相続人の所得税の確定申告および納税を行う必要があります。

03 相続の方法



04 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

お取引内容とお取扱い方法

被相続人（亡くなられた方）のご預金等のお引出し、ご入金については、相続手続きが完了するまで、お取扱いできなくなります。

また、下記のお取引につきましては、以下のように取り扱わせていただきます。詳しくはお取引店へお問い合わせください。

お取引内容	概 要
ご預金等	・口座振替のご契約がある場合、口座振替は停止となります。口座振替の代金については、支払先へ連絡し、支払方法の変更手続きを確認願います。 ・振込入金がある場合は、入金指定口座の変更手続きをお願いいたします。 ・当座預金取引がある場合は、当座勘定規定に基づき解約させていただきます。 小切手帳・手形帳の未使用分は、取引店へご返却ください。 小切手・手形の生前振出分がある場合は、取引店へご相談ください。
総合口座取引	・総合口座取引の通帳を窓口へお持ちください。 ・総合口座普通預金に当座貸越残高がある場合は、総合口座定期預金と相殺させていただきます。
債券 ・投資信託	・相続手続きが完了するまで売買できません。 (償還日等期日到来分は被相続人名義の指定預金口座へ入金されます)
保険等	・別途保険会社所定の手続きが必要となります。当金庫でお申し込んだ生命保険・火災保険等は、各保険会社へお取次いたします。
ご融資 ・ローン等	・被相続人の方が当金庫において融資取引を行われていた場合、またはご融資の保証人等になっておられる場合は、相続方法等について、別途ご相談させていただきます。
貸金庫等	・開庫のお取扱いは中止させていただきます。開庫・格納物の引き取りは相続手続き完了後とさせていただきます。 ・相続財産を明らかにする等の事由で、相続人全員の合意のもとに相続手続き前に開庫する必要がある場合は、別途ご相談ください。
その他	・その他ご不明な点がございましたらご相談ください。

05 ご用意いただく書類など

各種書類は原本をご持参下さい。確認させていただいたあと（必要な場合にはコピーさせていただき）お返しいたします。

○必ずご提出いただく書類

確認欄	No	ご提出いただく書類	書類の入手先	ご説明
☐	1	お亡くなりになられた方の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本など	市区町村役場	お生まれになられた時から、お亡くなりになられた時までの連続した戸籍謄本
☐	2	相続人の戸籍謄本	市区町村役場	相続人であることが確認できる戸籍謄本（結婚などで除籍されている場合は新戸籍謄本）ただし、お亡くなりになられた方の戸籍謄本で確認できる場合には、不要です。
☐	3	法定相続情報一覧図	法務局	法定相続情報一覧図があれば、書類No.1、No.2のご提出は不要です。
☐	4	相続人全員の印鑑証明書	市区町村役場	ご依頼日時点で発行日から3ヵ月以内のもの
☐	5	相続に関する各種依頼書	当金庫	当金庫からご依頼する各種依頼書に 署名捺印 をお願いいたします。
☐	6	当金庫との取引書類等（預金通帳、証書、キャッシュカード等）	お客さま	お亡くなりになられた方がお取引いただいたすべての預金通帳、証書、キャッシュカード等をご提出ください。紛失されている場合はお申し出ください。
☐	7	本人確認書類	お客さま	相続人様の本人確認書類をご提示ください。非対面の場合、本人確認書類（写）が2部必要となります。

○相続を受ける方・手続きをされる方が定められている場合に提出いただく書類

① 遺言書がある場合

確認欄	No.	ご提出いただく書類	書類の入手先	ご説明
☐	8	遺言書	①公証人役場 ②家庭裁判所（検認） ③法務局	以下①～③のいずれかをご持参ください。 ・当金庫で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。 ① 公正証書遺言書謄本 ② 自筆証書遺言及び検認証書謄本（又は検認済証明書） ③ 遺言書情報証明書（法務局による保管制度を利用されている場合）
☐	9	遺言執行者選任審判書謄本など	家庭裁判所	・当金庫で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。（遺言執行者が選任されていない場合、遺言書で選任されている場合は不要です。）
☐	10	遺言執行者の印鑑証明書	現住所の市区町村の役所	・発行後3ヵ月以内のものをご用意ください。（遺言執行者が選任されていない場合は不要です。）

上記のほかにより書類の提出をお願いする場合があります。

05 ご用意いただく書類など

② 遺産分割協議済の場合

確認欄	No.	ご提出いただく書類	書類の入手先	ご説明
☐	11	遺産分割協議書	お客さま	・相続人の中で相続財産の分割協議をされる場合に作成される書類です。 ・当金庫で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。

③ 裁判所の調停・審判による場合

確認欄	No.	ご提出いただく書類	書類の入手先	ご説明
☐	12	遺産分割調停調書謄本 または 遺産分割審判書謄本 〔審判確定証明書も添付〕	家庭裁判所	・相続人の中で相続財産の分割協議をされる場合に作成される書類です。 ・当金庫で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。

用語説明

- ・遺言執行者・・・遺言の内容に基づき、実際に相続手続きをする人で、遺言で指定されている場合と家庭裁判所で選任されている場合の2通りがあります。
遺言執行者が指定されている場合は、相続人の方が相続手続きを行うことはできません。
- ・代襲相続・・・被相続人がなくなるよりも先に相続人が亡くなった等により、その相続人の子等が相続人に代わって相続することです。

必要書類に係わる補足説明

亡くなられた方の戸籍謄本

◇戸籍謄本を取得するには・・・

- 亡くなられた方の本籍ある市区町村の役所（戸籍課など）へ請求し取得することになります。
- 戸籍謄本を請求される際は、「相続手続きに必要なため、亡くなられた方が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍謄本（改製原戸籍を含む）が必要」とお伝えください。

◇亡くなられた方の本籍がある市区町村が遠隔地の場合は・・・

- 多くの市区町村では、郵便を利用して戸籍謄本を取得することができます。
- 具体的な手続きは、各役所によって異なりますので、あらかじめ電話等にて各役所にお問合せください。

05 ご用意いただく書類など

相続される方の戸籍謄本

◇戸籍謄本を取得するには・・・

○本籍地の市区町村の役所（戸籍課など）へ請求し取得することになります。

◇亡くなられた方の戸籍謄本で、相続される方が確認できる場合は・・・

○相続される方の戸籍謄本の提出は不要です。

- ・亡くなられた方と同一の戸籍にいる方
- ・亡くなられた方の戸籍から結婚などで除籍されたが、現在の姓が亡くなられた方の戸籍から確認できる方

◇代襲相続がある場合は・・・

○代襲相続人の方を確認させていただくため、亡くなられた相続人の方の戸籍謄本のご提出をお願いします。

○戸籍謄本を請求される際は、「相続手続きに使用するため、亡くなられた相続人の方が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍謄本（改製原戸籍を含む）が必要」とお伝えください。

◆相続される方の確認について

（１）相続人の範囲

以下のA + B（高順位のもの）

A	常に相続人	配偶者
	B	
	第1順位	子（代襲相続人は、孫・曾孫）
	第2順位	父母（父母が死亡している場合は、祖父母） ※第1順位の相続人がいない場合
	第3順位	兄弟姉妹（代襲相続人は、甥・姪） ※第1順位、第2順位の相続人がいない場合

補 足 説 明

- ・養 子・・・実の子と同様、相続人となります。
- ・認知された子・・・認知された子は、父の相続人となります。
(父の妻との間には親子関係はないので、父の妻の相続人になりません。)
- ・相続欠格者または廃除者
・・・相続人になることはできません。
- ・相続放棄・・・相続放棄が認められると、初めから相続人でなかったものとみなされ、相続手続きは、相続放棄された方を除外して行います。
- ・相続人が未成年・・・相続手続き（委任状への署名・実印押捺など）は、親権者（または特別代理人）に行ってください。
※未成年者および親権者の双方とも相続人で遺産分割協議を行っている場合は、特別代理人の選任が必要となりますので、担当者へご確認願います。

06 戸籍謄本の見方・入手の方法

相続手続きを行う際に必要とされる戸籍謄本について説明いたします。

- (1) 相続人を確認するためには、まず、被相続人の方がお生まれになられた時からお亡くなりになられた時までの連続した戸籍謄本（または、改製原戸籍謄本、除籍謄本）が必要になります。
- (2) 被相続人の方の本籍地にある市区町村役場で、被相続人の方がお亡くなりになられた記載のある戸籍謄本等を取ります。そこから順々にさかのぼって、被相続人の方が生まれて初めて戸籍に記載された時の戸籍謄本等まで取り進んでいきます。
 - ※ 被相続人の方の本籍地が分からない場合には、被相続人の方の最後の住所地の市区町村役場で、本籍地の記載された住民票除票を取り、被相続人の方の本籍地を調べることができます。
 - ※ 市区町村役場で戸籍謄本等を請求される際には、「相続手続きに使用すること」と「被相続人の出生から死亡までの間が分かる戸籍謄本等がほしいこと」をご説明いただくと分かり易いと存じます。
 - ※ 被相続人の方が結婚や転籍などにより本籍地を変更されている場合には、複数の市区町村役場で戸籍謄本等を請求しなければならないことがあります。
- (3) 戸籍謄本等は、市区町村役場の窓口で請求する方法と、郵送で請求する方法があります。詳しい方法については、各市区町村役場の戸籍担当者に電話などでお尋ねしたり、各市区町村役場のホームページをご確認したりしてください。
- (4) 被相続人の方がお生まれになられた時からお亡くなりになられた時までの連続した戸籍謄本等を集めた後に、さらに、被相続人の方の子供、父母、兄弟姉妹などがお生まれになられた時からお亡くなりになられた時までの連続した戸籍謄本等が必要になることがあります。

お客さまのケースでは、どのような戸籍謄本等が必要なのかをご説明させていただきますので、まずはお取引店までお問い合わせください。

戸籍謄本の例

主な戸籍の変更事由

大正生まれの方の例

① 被相続人の方が生まれた日

② 家督相続

③ 昭和三十二年法務省令二十七号により
戸籍改製

④ 結婚

⑤ 転籍

⑥ 平成六年法務省令第五十一号による
戸籍改製

上記事項につきまして、個々の戸籍の変更を確認できる謄本が必要となります。
この方の例では計 6 通の戸籍謄本が必要です。

戸主の記載された戸籍の例

				大正〇年〇月〇日生 父〇〇〇〇 母〇〇〇〇 法務省令により 戸籍を編成したため 本戸籍に削除				地籍本 〇〇市△△町××番地
				主 戸				主戸前
出生	妻	母	父	出生	妻	母	父	名氏
大正〇年〇月〇日	花子			大正〇年〇月〇日	立山 太郎			立山 一郎
		長女				長男		

昭和 23 年式戸籍の例

				昭和二十三年法務省令二十七号 により本戸籍編成				地籍本 〇〇市△△町××番地
								氏名
出生	妻	母	父	出生	夫	母	父	
大正〇年〇月〇日	花子			大正〇年〇月〇日	立山 太郎			立山 太郎
						長男		

平成6年式戸籍の例

		(1の1) 全部事項証明書
本籍 氏名	〇〇市〇〇町×丁目×× 立山 太郎	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成10年2月〇日 【改製自由】平成6年法務省令51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者 除 籍	【名】 太郎 【生年月日】 大正〇〇年〇〇月〇〇日 【配偶者区分】 夫 【父】 立山 梅太郎 【母】 立山 ヨネ子 【続柄】 長男	
身分事項 出 生	【出生日】 大正〇〇年〇〇月〇〇日 【出征地】 〇〇県〇〇〇 【届出日】 大正〇〇年〇〇月〇〇日 【届出人】 父	
婚 姻	【婚姻日】 昭和20年6月20日 【配偶者氏名】 信金 華子	
養子縁組	【縁組日】 昭和39年10月10日 【共同縁組者】 妻 【養子氏名】 〇〇 沙也加	
死 亡	【死亡日】 令和〇年〇月〇日 【死亡時分】 午後0時30分 【届出日】 令和〇年〇月〇日 【届出人】 親族 △△△△	
戸籍に登録されている者	【名】 華子 【生年月日】 大正△年△月△日 【配偶者区分】 妻 【父】 信金 次郎 【母】 信金 ハナ 【続柄】 長女	
	【出生日】 大正△年△月△日 【出征地】 〇〇県〇〇〇 【届出日】 大正〇〇年〇〇月〇〇日 【届出人】 父	
	【婚姻日】 昭和20年6月20日 【配偶者氏名】 立山 漣 【従前戸籍】 〇〇県〇〇〇〇〇 信金 次郎	
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。		
令和〇年〇月〇日 〇〇市長（公印）		

(注意)
このような記載がある場合、改製日
前に結婚等で除籍された方につい
ては、この戸籍謄本には記載され
ないので、改製原戸籍が必要とな
ります。

07 ご参考

【1】相続の開始

相続とは、ある人の死亡により、その人の財産についての一切の権利と義務を、死亡した人の配偶者や、一定の範囲の親族が受け継ぐことです。

死亡した人の権利や義務を引き継ぐ人のことを相続人、死亡した人のことを被相続人、相続人が受け継いだ財産のことを相続財産といいます。このように相続は、人の死亡によって開始されます。

【2】相続財産

相続財産の主なものには下記のようなものがあります。

- ・土地、建物 ・現金、預金 ・株式、社債等
- ・債務（ローン、保証債務、連帯債務等）

（注）その他さまざまな権利・義務があります。

【3】法定相続人

民法の定めでは、つぎのように順位および割合が決められています。

相続人の順位		法定相続分		
		配偶者がいる場合		配偶者がいない場合
1	子などがいる場合	配偶者 1/2	直系卑属 (子など) 1/2 (注1)	直系卑属 (子など) 100%
2	子などがいなく 親などがいる場合	配偶者 2/3	直系尊属 (親など) 1/3 (注2)	直系尊属 (親など) 100%
3	子も親もいなく 兄弟姉妹などがいる場合	配偶者 3/4	兄弟姉妹など 1/4	兄弟姉妹 など100%

（注1） 直系卑属：被相続人の子供（代襲相続人（注3）を含みます）

（注2） 直系尊属：被相続人の父母（または祖父母）

（注3） 被相続人の子供が相続開始以前に死亡したり、欠格事由や廃除により相続権を失ったときは、その子供（被相続人の孫）が代襲して相続人となります。
また、兄弟姉妹の子供も代襲相続しますが、兄弟姉妹の孫以降は代襲相続しません（甥・姪までは代襲相続します）。なお、代襲相続人の相続分は、その親の相続分を等分します。

07 ご参考

お亡くなりになられた方（被相続人）及び法定相続人の氏名をご記入ください。

	祖父		祖母		父		母		
	()		()		()		()		
先妻・先夫 その他					被相続人	配偶者			
()					()	()			
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
孫	孫	孫	孫	孫	孫	孫	孫	孫	孫
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※常に相続人

(第一順位・子)

07 ご参考

相続人の範囲

- ①配偶者は常に相続人になります。
- ②下記の方は配偶者とともに相続人になります。
- ・ 第一順位→子…………… 子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となります。
 - ・ 第二順位→父母…………… (第一順位の相続人がいない場合) 父母が死亡している場合で、祖父母が存命であれば祖父母が相続人となります。
 - ・ 第三順位→兄弟姉妹… (第一順位、第二順位の相続人がいない場合) 兄弟姉妹が死亡している場合は、甥姪が代襲相続人となります。

(第三順位・兄弟姉妹)

